

議案第64号

中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例の制定について

中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例を次のように制定する。

中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、本村の農業振興に資するため第三者農業経営継承者に対して奨励金を交付し、今後の農業経営の安定を図ることを目的に支援を行うものとする。

(定義)

第2条 この条例においての第三者農業経営継承者（以下「継承者」という。）とは、村内において新たに農業経営を行う継承者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本村に住所を有し、年齢が経営開始日において18歳以上50歳未満で、村内で農業を営む認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (2) 第三者（農業経営主の三親等以内に当たらない者）から農業経営を継承する者
- (3) 経営移譲者又は村内の認定農業者のもとで就農に必要な生産技術や経営管理方法等の実践的な営農実習の経験があること。
- (4) 奨励金の交付を受けようとする継承者及びその世帯員全員が申請時において村税等の滞納がないこと。
- (5) 過去に本奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、農業経営の開始に必要な取得費用に対して、800万円を上限とし、営農開始1年目600万円、2年目100万円、3年目100万円を交付するものとする。ただし、1経営体につき1回限りとする。

(奨励金の申請)

第4条 前条の規定により奨励金の交付を受けようとする継承者は、経営開始日から6ヶ月以内に、村長が別に定める申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請書を受理したときは、遅延なく、これを審査し、交付の可否について申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 村長は、奨励金の交付を受けた継承者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

- (1) 交付決定の日から5年以内に離農又は休業、若しくは村外に転出したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 村税等を滞納したとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例の廃止)

2 中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例（平成2年条例第10号）は廃止する。